

くさつスイーツ・マルシェ in びわ博フェス 開催要領

- 【主催】 草津ブランド推進協議会（草津市 商工観光労政課）
- 【開催日時】 令和 8 年 11 月 14 日(土)・15 日(日)
両日とも 11:00～16:00（雨天開催・荒天中止）
- 【概要】 琵琶湖博物館で開催される「びわ博フェス」開催に合わせ、来場者に草津市のスイーツを楽しんでもらえるスイーツマルシェを開催する。
- 【場所】 琵琶湖博物館入館前ロータリー
- 【出品物】 スイーツ（洋菓子・和菓子問わず）、またはそれに類するもの
- 【出店料】 出店料：無料
※ただし、お客様抽選会の景品として、各店 1,000 円/日（2 日出店の場合は 2,000 円）分のお買物券のご提供をお願いいたします。
- 【出店区画】 各日 6～8 組程度
①テント出店（約 200 cm 四方のテント 1 台＋長机 1 台）
②キッチンカー出店
- 【申込条件】 ①飲食店営業許可証を取得済みの事業者。
②草津市内に、スイーツまたはそれに類するものの販売または製造の拠点がある事業者
③キッチンカーについては、草津市内で出店できる資格を保有している事業者
④暴力団等の反社会的勢力の関係者でなく、また法令違反あるいは公序良俗違反行為等反社会的活動を行ったことがないこと。
⑤スイーツで草津の魅力を発信したいという意欲がある。
- 【基本設備】 ①長机 1 台（販売用）は当方で用意します。
（テーブルクロスや什器などについては、各出店者で御用意ください。）
②電気の使用はできません。
③火器の使用は可能ですが、申請が必要です。消防署への届け出は当方で行いますが、消火器等消防法で定められた必要物品は出店者でご準備ください。
④給水設備、排水設備はありません。

- 【搬入・搬出】 ①搬入は時間厳守でお願いします。
②詳しい搬入・搬出方法は追ってご連絡させていただきます。
- 【駐車場】 琵琶湖博物館駐車場の関係者へご駐車ください。
- 【販売品】 ①販売商品は、必ず価格表示（税込）をしてください。
②販売品は責任を持って、良品を低廉な価格で販売してください。
③万一、販売品に対する苦情が生じた場合は、出店者が誠意をもって対応してください。
④販売品を変更される場合は保健所への届け出の関係があることから、できるだけ早くお知らせください。
⑤申込内容と当日の販売内容が異なった場合は出店を取りやめていただく場合がございます。
⑥調理・提供方法について、保健所からの指導に、必ず従ってください。
（キッチンカーをのぞく出店者について、可能な調理方法については別表 1 の通りとなります）
⑦酒類の販売は不可とします。
- 【諸届け出】 保健所、消防署への届出は主催者で行います。
- 【ごみ処理】 ①店舗で発生したゴミや、液体廃棄物は、出店者が責任をもって持ち帰ってください。
②自分の出店ブースやその周辺は出店者自身の清掃範囲とし、出店者自らの責任において必ず退出時には清掃を行ってください。
③購入者の方のゴミを回収できるように、ゴミ箱・ゴミ袋等を御準備ください。
- 【その他】 ①詳細については、出店事業者に後日通知いたします。
②ポスター、チラシ、インスタグラム等へ掲載する写真や商品情報を主催者が設定する期日までに必ずご提出ください。
③ご提出いただいた写真の使用方法については主催者へ一任するものとします。
④搬入・搬出時やブース運営の一切に伴う事故・盗難等、器物の破損、調理品や加工食品の食中毒等につきましては、一切責任を負いかねますので、御留意ください。
⑤食品衛生、防災管理等物産展出店に係る一切の管理を行ってください。
⑥その他、催事当日については、主催者の指示に従ってください。出店状態について主催者の指示にもかかわらず、適切な改善が見られない場合は、出店を取りやめていただく場合がございます。

- ⑦「くさつスイーツ・マルシェ in びわ博フェス」開催要領について御了承の上、お申込みください。
- ⑧お申込みいただいた事業者は、当記載事項についてすべて了解されたものとしします。

【申込期限・申込み先】

別紙申込書により**令和8年9月4日(金)**までに、メール、FAX、郵送、窓口持参のいずれかでお申込みください。

申込受付は、先着順ではございません。申込数が予定数を超えた場合は、草津市商工観光労政課において審議を行い、出店事業者を決定させていただきますので予め御了承ください。

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津ブランド推進協議会（商工観光労政課内）

担当：小田、竹内

TEL 077-561-2351

FAX 077-561-2486

別表 1

現地で可能な調理方法は下記の「取り扱える食品」に記載の方法に限ります。
加熱以外の調理（クリームをしぼる、フルーツを切るなど）はできませんので、
調理の上、会場へ搬入してください。

	取り扱える食品	取り扱えない食品
調理または加工して提供する食品	○提供直前に加熱調理する食品 (例) 煮物（おでん等）、茹で物（うどん、そば等）焼物（焼きそば、たこ焼き、焼き鳥、回転焼、たい焼き、焼き餅等）、揚げ物（唐揚げ等）	× 加熱しない食品 × 複雑な調理食品 (例) 寿司類、サンドイッチ、草もち、ケーキ、冷やしきゅうり（浅漬）等
	○加熱後、簡易な調理または加工する食品 (例) おにぎり、おはぎ、みたらし団子、りんご飴等 等	
	○提供直前に加熱調理する飲料 (例) コーヒー、紅茶、緑茶、甘酒 等	× 左記以外の飲料 (例) フレッシュジュース、スムージー 等
	○仕込み作業を要しない飲料の小分け等 (例) ジュース等（市販飲料）	
	○製氷業者製造の製氷を使用するもの (例) かき氷	× 左記以外の氷を使用するもの
	○ソフトクリームサーバー機を用いて製造するもの	× 左記以外のもの
乳類販売	○市販の牛乳、乳飲料等の販売のみを行うもの	
食肉販売	○予め包装された食肉の販売のみを行うもの	× 未包装の食肉
魚介類販売	○予め包装された魚介類の販売のみを行うもの	× 魚介類の処理